



ママさん特派員の 県政ルポ

●合志重子

熊本県の保育所の現況

婦人の就労人口は、多様化する社会情勢と共に年々増加していますが、これに伴い、保育事業に対する社会

高額保育料が保育園の定員割れの原因に

定員割れの問題は、出生率の低下ということも理由の一つに挙げられますが、次のことも大きな理由となっている様です。

①、所得の高い世帯の保育料の問題
九十人定員の場合、厚生省の基準によると

三歳未満児最高額 月額五万五千円
三歳児最高額 月額二万六千九円

四、五歳児最高額 月額三万二千七百円
(市町村民税課税世帯で、課税額二十七万円以上の場合)

②、未認可保育所の激増(都市部)
③、幼稚園の長時間保育

仮に二人の子供を保育所に入所させた場合保育料は相当額になり、家計を圧迫することになりますから、保育に困りながらも、保育料が一律で、低額の幼稚園や未認可保育所へ入園させざるを得ない人も多いようです。

町村によっては、高額保育料納入者については、減額措置をとっておられる町村もあると聞きます。財政事情もあると思いますが、保育事業振興のためには、なんらかの措置が必要な時期に来ているのではないかと思います。

のニーズも益々高まってきています。そこで県の保育行政について児童家庭課にお話を伺ってみました。

現在、県下では公立、私立、その他合計して六百二十六か所の保育所があり、約四万四千人の幼児が保育を受けています。幼児は定員に対し九三パーセントの充足率だそうです。最近の傾向として、出生率の低下による幼児数の減少により定員割れの保育所も多いとのことでした。

当面の問題点として、いろいろなものがあると思いますが、保育所の機能、保育者の育成、保育料、夜間保育所、乳児保育、障害児保育等について以下各項目ごとにまとめてみました。

好ましい保育所の機能とは

私は保育所の持つ機能としては、それぞれの地域の中にあつて、その地域の児童福祉の核となるような存在であることが望ましいと考えています。県も同じ考えで、保育所は地域に密着し、地域住民との交流の中での子育ての場であるべきではない

からうかということでした。こうした考え方に基づき、厚生省では昭和五十九年度、社会福祉協議会単位に全国で二百か所の育児相談事業を開設する為の予算を計上することになったということ。大いに期待したいと思います。

保母研修では特に新任保母研修に力を入れている

昭和二十二年、児童福祉法が施行され、保育所が従来の託児所と異った役割を持ち、児童の養護と教育が一体となった保育が行われるようになりました。教育内容は、幼稚園教育要領に準じ、健康、社会、自然、言語、音楽のリズム、造形の六つの領域によって教育が行われています。県では園長研修、主任保母研修、一般保母研修、給食担当者研修と、それぞれ年に数回づつ研修会を実施しており、特に新任保母の研修に力を入れているとのことでした。就学前教育という視野から、躰の問題、精神発達の問題に取り組むことができ、質の高い保育者を育成して欲しいと考えます。



これからますます必要になる 夜間保育所、乳児保育所

夜間保育所については、新聞等で報道されたとおり、熊本市に県下ではじめての夜間保育所(法人立定員三十名一クラス)が、来春、厚生省から認可されることになりました。

安全性その他の面から、ベビーホテルが問題になっている折、夜間就労者にとっては朗報であると思えます。

また、結婚後も仕事を続けたいという女性が増えています。しかし、現在では育児休業の制度があるのは一部の職場であり、ほとんどこのような制度はありません。乳児保育所もない場合、やむなく仕事を止める

というケースが多いようです。さきの定員割れの問題とともに、既存の保育所の中で、積極的に乳児を預かるような方向づけの指導が必要な気がします。

